

福井県立大学かつみキャンパス

機械警備業務特記仕様書

1 警備目的

この警備は対象物の火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、福井県立大学かつみキャンパス（以下「甲」という。）の施設、物品の保全を図り、その事務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 警備対象

名称 福井県立大学かつみキャンパス
場所 小浜市堅海49-8-2

3 警備任務

1. 火災、盗難および不良行為の拡大防止
2. 事故確知時における関係先への通報連絡
3. 事故報告書の提出

4 警備方法

機械警備 ※電子錠設置箇所、警備盤位置などは別紙詳細による

5 警備運営上の権限

甲の施設管理責任者は、乙（受注者）に対し警備業務遂行のため、必要な警備上の権限を付与するものとする。

6 警備担当時間

平日 17時15分から 翌朝8時30分まで
土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始の休日
8時30分から 翌朝8時30分まで

7 警備責任時間

甲から警備装置作動開始の信号を受けたときに始まり、作動解除の信号を受けたときまでの時間とする。

8 警備実施要領

1. 警備機械

(1) 警報装置

乙は警備対象物で発生した異常事態を乙の事業所へ自動的に通報する機能を有する装置を設置する。異常事態の事象は以下の項目とする。

- ① 部外者侵入（センサー類は乙の責任により取り付ける）
- ② 火災報知設備からの火災情報
- ③ 停電（漏電を含む）
- ④ エレベーター異常
- ⑤ 中央監視盤の警報情報
- ⑥ 外部への通信状態異常

(2) 乙の事業所

乙は警備実施時間中、2名以上で警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に乙の機動隊との連絡を保持する。

(3) 乙の機動隊

常に乙の事業所と連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備える。

2. 警備開始時と終了時の取扱い

(1) 警備開始時における取扱い

ア 甲における取扱い

甲の最終退出者は、防火、防犯その他事故防止上必要な処置をなし、退出口を施錠のうえ、警報機器をセットする。

イ 乙の事業所における取扱い

甲の最終退出者の警報送信装置の操作により、自動的に表示される信号を確認し、警備を開始する。

(2) 警備終了時における取扱い

ア 甲における取扱い

甲の最初の入場者は、入場前に警報装置を解除する。

イ 乙の事業所における取扱い

甲の最初の入場者の警備装置の解除信号を確認し、警備を終了とする。

3. 警備実施時間中における甲の入場

- (1) やむを得ない事由により、甲が入場しようとする場合は、乙に対して警

備中断の申入れをなし、警報装置を操作する。

(2) 甲の臨時入場中の警備は、甲の責任において実施する。

9 異常事態発生時における乙の処理

1. 警報受信装置により、甲の警備対象物に異常が発生したことを確知したとき、乙は機動隊を急行せしめ異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止に当たる。ただし、「ポンプ総合警報盤」の異常を確知した場合は、あらかじめ届出のある甲の「福井県立大学かつみキャンパスポンプ異常時緊急連絡者」への早急な連絡で処理を終えるものとする。
2. 乙は、異常事態を確認後、必要においてその状況を関係先へ通報する。
3. 乙は、あらかじめ届出のある甲の当該緊急連絡者へ連絡する。

10 警備実施計画書の提出

乙は、委託業務の実施について甲と十分打合せ、下記の事項について警備実施計画書を作成し、甲に提出する。

- (1) 警備機構の種類および機能
- (2) 警備対象建物への到達時間

11 警備実施状況の記録保管

乙は、警備業務終了において、日常の警備実施状況を記録保管する。

12 事故報告書の提出

1. 警備実施時間中に事故が発生したときは、乙は直ちに事故報告書を取りまとめ、書面にて甲に提出する。
2. 乙は、警備状況を月毎に取りまとめ、書面にて甲に提出するものとする。

13 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲乙相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重な取扱いと保管をなすものとする。

14 警報装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能については、乙は常に点検を行なうものとし、

点検の都度その状況を甲へ報告するものとする。

1 5 甲の緊急連絡者名簿の提出

1. 甲は乙に対し、あらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。
2. 甲は、緊急連絡者名に変更があるときは、乙にその都度遅滞なく文書をもって連絡する。